

令和3年度行政監査 指摘事項措置状況報告書

1 指摘事項

(1) 運転日誌（保有所管課使用及び貸出車利用）の整備

指 摘 事 項	
<p>要綱に定められた所定の様式と異なる運転日誌を使用し、これに関して事業等の事情に応じた独自の規定を設けていない事例が見受けられた。</p> <p style="text-align: right;">(防災課、建築課、清掃事務所)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
防災課	<p>庁用車の利用頻度が高いことから、庁用車利用要綱において指定されている様式を活用し難く、独自様式を使用していた。</p> <p>また、使用に際して規定の整備や協議など、必要な手順を踏まずに独自様式を使用していた。</p> <p>今後は、総務課による庁用車利用要綱の改正を踏まえ、所定の様式を使用する。</p>
建築課	<p>要綱に定められた様式に変更した。</p>
清掃事務所	<p>清掃事務所保有車両の運転日誌については、日々の運行行程が多いために所定様式では記載しきれず、移管前の東京都清掃局から使用していた様式を使用している。そのため、庁用車利用要綱第16条に基づき記載内容を精査し、総務課と協議して別様式として整備した。</p>

(2) 運転終了後の運転日誌による管理責任者への報告と決裁等

指 摘 事 項	
<p>要綱に定められた所定の報告内容に関して記入が不十分な事例、管理責任者等の決裁が終了の都度実施されていない事例及び決裁欄を設けていない様式を運転日誌としていた事例が見受けられた。</p> <p>なお、管理責任者等の決裁という形の確認方法については、全庁的な押印廃止の取組に伴い、今後、規定の再整備が想定されるが、報告に基づく確認の励行は必要である。</p> <p>(秘書課、施設課、防災課、地域振興課、生活衛生課、高齢福祉課、子育て支援課、都市整備課、土木管理課、みどり土木政策課、道路公園課、建築課、清掃事務所)</p>	
所 属 名	措 置 状 況

秘書課	<p>区長車の運用については、目黒区庁用車利用要綱第11条の規定のとおり、目黒区区長車利用要綱（以下、「区長車利用要綱」）を定めている。区長車利用要綱では様式の定めはないため、区長車運行業務委託として必要な項目を独自様式として契約書に添付している。今回指摘事項にあった運転日誌に必要とされる項目（点検チェック欄及び配車主任の確認欄）を追加することで様式を改善した。</p>
施設課	<p>運転日誌の記入が不十分な事例等があったため、運転日誌の様式改訂を機に運転日誌の記入・管理責任者等の確認について、改めて課内周知を行った。</p>
防災課	<p>独自様式の運転日誌を使用していたため、必要な報告と決裁が行われていなかった。</p> <p>庁用車利用要綱の改正も踏まえ、所定の様式を活用し、管理責任者及び配車主任による確認を徹底する。</p>
地域振興課	<p>運転日誌については、目黒区庁用車利用要綱に基づく運転日誌を使用しているが、管理責任者等の決裁がされていなかった。</p> <p>今後は、要綱に規定されている事項を改めて確認し、関係職員に周知するとともに、管理者等の確認を確実にやっていく。</p>
生活衛生課	<p>改めて目黒区庁用車利用要綱を確認し、使用後は運転日誌の記載内容や管理責任者等の決裁を点検して徹底していくとともに、押印廃止に対応していく。</p>
高齢福祉課	<p>運転日誌の記載事項の一部記載漏れや、配車主任及び管理責任者の確認が漏れているものがあった。</p> <p>令和4年度からは、運転日誌の様式を「目黒区庁用車利用要綱」第5号様式を使用することとし、配車主任及び管理責任者の確認を受けることを徹底する。</p>
子育て支援課	<p>指摘を受け、運転日誌の確認をその都度行うように改めた。</p> <p>今後の確認方法については、押印廃止も踏まえて、総務課が新様式を整備したので、これに則って、管理責任者の確認を確実に実施していく。</p>
都市整備課	<p>運転日誌に関し、不十分な記入が数か所見受けられたため、早急に是正するとともに、使用者に対し適正に記入するよう注意喚起を行った。</p>

土木管理課	要綱に定められた報告内容を確認の上、運転日誌の修正を行った。
みどり土木政策課	車両使用時は旅行命令申請及び運転日誌で使用状況を確認していたが、毎日使用するため運転日誌については都度管理責任者の決裁を取っていなかった。 今後は要綱に従い管理責任者等の確認を徹底するとともに、運転日誌の記入を確実にを行うよう課内に周知する。
道路公園課	運転日誌の記載は運転者が自動車使用の都度行っており、自動車使用状況についても旅行命令や業務報告の中で管理責任者等が確認を行っていたが、押印による決裁は実施していなかった。 今後は、令和4年4月に改定された庁用車利用要綱を課内職員に周知徹底するとともに、「酒気帯びの有無の確認記録書兼自動車運転日誌」の確実な記入と管理責任者等による確認を行い、庁用車利用の適切な運用を行っていく。
建築課	様式が変更になったことに気が付かず従来の様式を使っていたため、決裁等を行っていなかった。現在は要綱に定められた様式に変更し、管理責任者や配車主任の確認を忘れず行っている。今後も適正な車両管理を行っていく。
清掃事務所	清掃事務所保有車両の運転日誌については、決裁欄の表記が要綱と不整合であったが、総務課と協議の上、修正をし、要綱上の別様式として整備した。

(3) 定期点検整備の状況

指 摘 事 項	
定期点検整備を実施していない事例（一部車両の未実施を含む）が見受けられた。 (道路公園課)	
所 属 名	措 置 状 況
道路公園課	定期点検の実施業者が変わり点検時期の通知が送付されなくなっただけ、12か月点検の実施が漏れてしまった。 従来、車検については車両管理表を作成し実施時期を管理していたが、今後は定期点検の実施記録欄を設け、確実に点検整備を実施していく。